信濃町教育委員会障害者活躍推進計画

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 信濃町教育委員会 |
| 任命権者 | 教育長 |
| 計画期間 | 令和５年４月１日～令和８年３月31日（３年間） |
| 信濃町役場における障害者雇用に関する課題 | 　信濃町教育委員会においては、令和４年度において法定雇用障害者数を満たしている。障害者任免状況通報において、障害者雇用率を確認するなか、今後計画されている法定雇用率の引き上げがなされても、法定雇用障害者数の達成を目指すとともに、障害者である職員の活躍のための体制整備、各種取り組みを行う必要がある。 |
| 目標 |
| ①採用に関する目標 | 【法定雇用障害者数（実雇用率）】（各年度）６月１日時点の法定雇用障害者数以上　（参考）令和４年６月１日時点　１人（1.52%）（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理 |
| ②定着に関する目標 | なし※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。 |
| 取組内容 |
| １．障害者の活躍を推進する体制整備 | ○障害者雇用推進者として、教育次長を選任する。○障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 |
| ２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に１回以上、人事評価シートを活用した職務の選定及び創出について検討を行う。○障害者である職員とは定期的に面談を行うとともに、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて職務内容の変更等の検討を行う。 |
| ３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○相談窓口への相談のほか、障害者である職員とは定期的に面談を行い、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。○多目的トイレ、エレベーター等の基礎的環境は整備済であるが、障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等については、必要に応じて検討する。○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。　・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。　・自力で通勤できることといった条件を設定する。　・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。　・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。　・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 |
| ４．その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |